(件 名) 医療・介護・保育・福祉施設への財政支援を拡充しすべてのケア労働者 の賃上げや人員増を求める陳情書

## (陳情の趣旨)

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込みました。

しかし、「2.5%のベースアップ目標」としていたものの、実際の診療報酬のベア評価料や、介護報酬の新加算は、その目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もあるため、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ています。その結果、2.5%のベースアップどころか、定期昇給分を含めても、2.0%程度の賃上げにしかならず、他の産業では5~10%の賃上げが実現している今年、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均との格差が更に広がる事態となっています。

こうした中、現在の医療・介護・保育・福祉現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっており、その背景には、過酷な労働と低賃金の実態があることは紛れもない事実です。コロナ禍で経験したような、入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの「医療崩壊」「介護崩壊」を、人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、離島を含めた地域医療を守るためにも、緊急の処遇改善策を国の責任で実行する必要があると考えます。

また、政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策について実行性を伴う形で改めて実施すべきです。そのためには、医療・介護・保育・福祉施設への財政支援の拡充が必要であり、診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の抜本的な引き上げと同時に患者・利用者の負担軽減策も不可欠です。

私たちは差別と分断を許さず、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、以下要請し、実施を強く求めるものです。

以上の趣旨から、次の事項について地方自治法第99条の規定による意見書を国に 対して提出いただきますよう陳情します。

## (陳情項目)

- 一. 医療や介護・保育・福祉現場で働くすべてのケア労働者の生活改善と人員配置 増につながるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策 を実行すること。
- 二. すべての医療機関と介護事業所を対象に、物価高騰や人件費増を補えるだけの診療報酬及び介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。
- 三. すべての医療機関や介護・保育・福祉施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること。